

医療法人 社団協友会
介護老人保健施設 横浜あおばの里

短期入所(介護予防)療養介護 運営規程

医療法人社団協友会 介護老人保健施設横浜あおぼの里
短期入所（介護予防短期入所）療養介護 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団協友会が開設する医療法人社団協友会 介護老人保健施設横浜あおぼの里が実施する短期入所（介護予防短期入所）療養介護（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護は要介護状態及び介護予防短期入所療養介護は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、短期入所（介護予防短期入所）療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(当事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 医療法人 社団協友会 介護老人保健施設 横浜あおばの里
- (2) 指定年月日 平成 16 年 3 月 1 日
- (3) 所在地 神奈川県横浜市青葉区鉄町 1375 番地
- (4) 電話番号 045-978-5310 Fax 番号 045-978-5309
- (5) 管理者名 高橋 悟

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1 人
- (2) 医師 1.72 人以上
- (3) 薬剤師 1 人以上
- (4) 看護職員 17 人以上
- (5) 介護職員 42 人以上
- (6) 支援相談員 1.72 人以上
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - ・理学療法士 1.72 人以上
 - ・作業療法士 1.72 人以上
 - ・言語聴覚士 1.72 人以上
- (8) 管理栄養士又は栄養士
 - ・管理栄養士 1.72 人以上
- (9) 介護支援専門員 1.72 人以上
- (10) 事務員、その他 6 人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の統括管理、指導を行うとともに、利用者の日常的な医学的対応を行う。
- (2) 医師は、利用者の症状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成する

- とともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
 - (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
 - (10) 事務員は事務長の指導監督の下、総務、医事、経理業務に従事する。

(利用定員)

第7条 短期入所（介護予防短期入所）療養介護の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(介護老人保健施設 短期入所（介護予防短期入所）療養介護のサービス内容)

第8条 短期入所（介護予防短期入所）療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される短期入所（介護予防短期入所）療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

2. 介護老人保健施設短期入所（介護予防短期入所）療養介護費（Ⅰ）の人員体制とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 介護報酬の告示の額とし、利用者負担額は1割とする。保険給付の自己負担額を別に定める、料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費、滞在費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、特別な室料、私物洗濯代または衣類リース代(受付代行のみ)の利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。支払いに対しては、文書で事前に説明し、同意を受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

横浜市青葉区全域 緑区全域 都筑区全域 川崎市麻生区全域 東京都町田市全域

(身体の拘束)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 当施設は、施設サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第14条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、午前9時から午後7時までになります。
- ・消灯時間は、午後9時になります。
- ・外出・外泊は、感染状況や利用者などの体調を踏まえて判断をするため、管理者の許可が必要です。ご希望の際はスタッフまでお申し出ください。
- ・外泊時等の施設外での受診は、事前に施設に連絡をして指示を受けて下さい。
- ・飲酒・喫煙は禁止となります。
- ・所持品・備品等、飲食物の持ち込みは禁止です。
- ・金銭・貴重品・電化製品及び当施設から持ち込みをお願いした物以外は極力持ち込みをご遠慮ください。事情により持ち込む際は当施設では管理が出来ないため、紛失・破損等に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・衣類など持参物に関しては全て名前をご記載ください。職員では一切、記載を致しません。名前の記載がない物の紛失、破損に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・施設内へのペットの持ち込みは禁止となります。
- ・ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止です。
- ・ほかご利用者への迷惑行為、安全衛生を害することは禁止です。
- ・職員へのお心遣いはご遠慮下さい。(お持ち頂いても受け取れません。)
- ・入所後、利用者の状態や感染の状況によって居室変更や階移動をすることがありますので、ご理解とご協力をお願い致します。
- ・入所・退所等の時間は必ずお守りください。他の利用者に差し支える場合があります。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基

づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、各階職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（職員の服務規律）

- 第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(従業者の勤務条件)

第 20 条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団協友会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(協力病院・協力歯科医療機関)

第 24 条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力病院又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがある。

(要望又は苦情等の申出)

第26条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する短期入所（介護予防短期入所）療養介護サービスに対しての要望又は苦情等について、介護支援専門員又は事務長に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の位置に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

2 運営規定の概要、事業所従業員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 短期入所（介護予防短期入所）療養介護サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人 社団協友会 介護老人保健施設横浜あおぼの里のチーフ会議において討議し、管理者が定めるものとする。

付則

この運営規程は平成16年3月1日より施行する。

一部変更日 平成17年10月1日

一部変更日 平成17年12月1日

一部変更日 平成18年4月1日

一部変更日 平成20年12月1日 (利用料金)

一部変更日 平成21年4月1日 (利用料金)

一部変更日 平成24年4月1日 (利用料金)

一部変更日 平成26年4月1日 (利用料金)

一部変更日 平成27年4月1日 (利用料金)

一部変更日 平成27年8月1日 (利用料金)

一部変更日 平成28年11月1日 (利用料金)

一部変更日 平成30年9月1日 (面会時間)

一部変更日 平成30年10月1日 (喫煙事項)

一部変更日 令和元年10月1日 (利用料金)

一部変更日 令和3年6月1日 (管理者、従業員数及び虐待防止)

一部変更日 令和4年4月1日 (利用料金)

一部変更日 令和4年8月1日 (管理者)

一部変更日 令和4年11月1日 (利用料金)

一部変更日 令和5年4月1日 (利用料金)

一部変更日	令和5年5月1日	(利用料金)
一部変更日	令和6年1月1日	(記載内容)
一部変更日	令和7年1月1日	(利用料金)
一部変更日	令和8年1月1日	(利用料金)
一部変更日	令和8年4月1日	(管理者)